

(盛岡市許可)特別管理産業廃棄物処分業 許可申請書添付書類一覧(個人用)				チ ェ ツ ク	
新:新規許可申請 更:更新許可申請 変:変更許可申請					
・ 公的機関から発行される証明書等は、原則として3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。					
・ 様式及び添付書類に不備がある場合は、受付できない場合があります。					
・ 具体的な記載内容については、記載例と注意事項を参照してください。					
・ ●・・・必ず添付が必要なもの					
・ △・・・更新時、変更がある場合のみ添付が必要なもの					
・ ※・・・変更に係るものを添付					
○ 様式及び添付書類					
No	新	更	変	書 類 の 名 称	
1	●	●	-	特別管理産業廃棄物処分業許可申請書(様式第十四号 第1～3面)	
2	-	-	●	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(様式第十六号 第1～3面)	
3	●	△	●	事業計画の概要を記載した書類(様式第七号の1～5) 詳細:注意事項No.1参照 注)更新許可に限り、 <u>前回の新規又は更新許可申請時から事業計画に変更が無い場合には</u> 、「変更がない旨を記載した書類(任意様式)」を添付することにより、書類の提出を省略することができます。	
4	●	△	●	処分後の特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類(様式第十一号) 注1)処理を委託する場合、その具体的な処分方法を明記し、委託先の産業廃棄物処分業に係る 許可証の写しを添付してください。 注2)売却する場合、売却先における具体的な利用方法を明記してください。 注3)更新許可に限り、 <u>前回の新規又は更新許可申請時から処理方法に変更が無い場合には</u> 、「変更がない旨を記載した書類(任意様式)」を添付することにより書類の提出を省略することができます。	
5	●	●	●	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記した書類(様式第十二号) 注)該当がない場合も、その旨記載して提出してください。詳細:注意事項No.5参照	
6	●	●	●	資産に関する調書(様式第十三号) 詳細:注意事項No.7参照 注)負債が資産を上回る場合は中小企業診断士による診断書を提出してください。	
7	●	●	●	申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面 注)欠格要件については、別紙「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」欠格要件チェックシート(提出不要)を御参照ください。	
8	●	△	※	1. 中間処理施設(保管施設を含む)	
				(1)施設の構造を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書)	
				2. 最終処分施設	
				(1)施設の構造を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書)	
				(2)周囲の地形、地質、地下水の状況を明らかにする書類及び図面	
(3)埋立の現状図面、残余容量計算書					
<新規・変更許可の場合>					
設置許可対象施設又は事前協議を終了している施設については、設置許可証又は事前協議結果通知の写しを添付することにより、1(1)並びに2(1)及び(2)の書類の提出を省略することができます。 詳細:注意事項No.2参照					
<更新許可の場合>					
施設に変更が無い旨を記載した書類(任意様式)を添付することにより、1(1)並びに2(1)及び(2)の書類を省略することができます。(施設の現地確認に伴い、必要に応じて現況の図面等の提出を求めることがあります。) 詳細:注意事項No.2参照					
9	●	△	※	施設の所有権を有することを証する書類(売買契約書の写し等) 注)更新許可に限り、施設に変更が無い場合、「施設に変更がない旨を記載した書類(任意様式)」を添付することにより書類の提出を省略することができます。 詳細:注意事項No.2(3)参照	

(盛岡市許可)特別管理産業廃棄物処分業 許可申請書添付書類一覧(個人用)					チ エ ツ ク
新:新規許可申請 更:更新許可申請 変:変更許可申請					
No	新	更	変	書 類 の 名 称	
10	●	-	※	事務所(契約事務等を行う場所)、事業場(施設を含む)の不動産(土地及び建物)に係る不動産登記事項証明書 注)地目が畑、田の場合は農地転用許可証の写しを添付してください。 詳細:注意事項No.3参照	
11	●	-	※	事務所及び事業場に係る住宅地図等の写し	
12	●	-	※	法務局発行の公図 注)事務所及び事業場の位置を記載してください。 詳細:注意事項No.3参照	
13	●	-	※	賃貸借契約書等の写し(不動産を借用している場合)	
14	●	●	●	申請者又は政令使用人が受講した産業廃棄物処分業許可講習会修了証の写し 注)有効期間は新規許可講習会5年、更新許可講習会2年(申請日時点において有効であること) 詳細:注意事項No.4参照	
15	●	△	●	特別管理産業廃棄物の性状分析を行う設備の概要を記載した書類 注)「感染性産業廃棄物」、「廃石綿等」のみの場合には不要。	
16	●	△	●	特別管理産業廃棄物の性状分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類 注)「感染性産業廃棄物」、「廃石綿等」のみの場合には不要。	
17	●	●	●	申請者に係る住民票の写し(市町村発行の証明書原本。本籍地(外国籍の場合は国籍・地域)の記載があり、マイナンバーの記載が無いもの)◆(コピーは必要) 詳細:注意事項No.11(3)参照	
18	●	●	●	申請者に係る法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類として求める次の書類◆ ・登記されていないことの証明書 (登記されていないことの証明書によらない場合、別途、当該業務を適切に行うことができることが確認できる書類を提出いただきますので、事前に御相談ください。) 詳細:注意事項No.11(9)参照	
19	●	●	●	・所得税申告関係書類の写し(直前3年分)	
				・税務署発行の所得税納税証明書「その1. 納税額証明用」又は源泉徴収票の写し(直前3年分)	
				・預貯金残高証明書・固定資産評価証明書 詳細:注意事項No.7参照	
20	●	-	-	盛岡市以外(岩手県を含む)で取得している許可証の写し(他県等で許可を有している場合) 注)最新のを1自治体分提出してください。	
21	●	●	●	委任状(行政書士が代理人として手続を代行する場合) 注)申請書第1面にも行政書士名の記名及び職印の押印をお願いします。	
22	●	●	●	盛岡市収入証紙 詳細:注意事項「申請手数料」の項目	

◆・・・先行許可証(申請時より5年以内に発行された産業廃棄物処理業許可証又は産業廃棄物処理施設設置許可証の原本で、許可証の提示による身分関係書類提出の省略をせずに受けた許可に係るもの)により省略できる書類
なお、本籍地の確認のため、住民票の写し(本籍地記載のもの)のコピーを各人分添付する必要があります。
詳細:注意事項No.12(6)
・複数の申請書・届出等を提出する場合、1つの申請書等に原本を添付し、別の申請書等にはその旨を記載した書類を添付することで、共通する書類の添付を省略することができます。 詳細:注意事項No.12(7)